

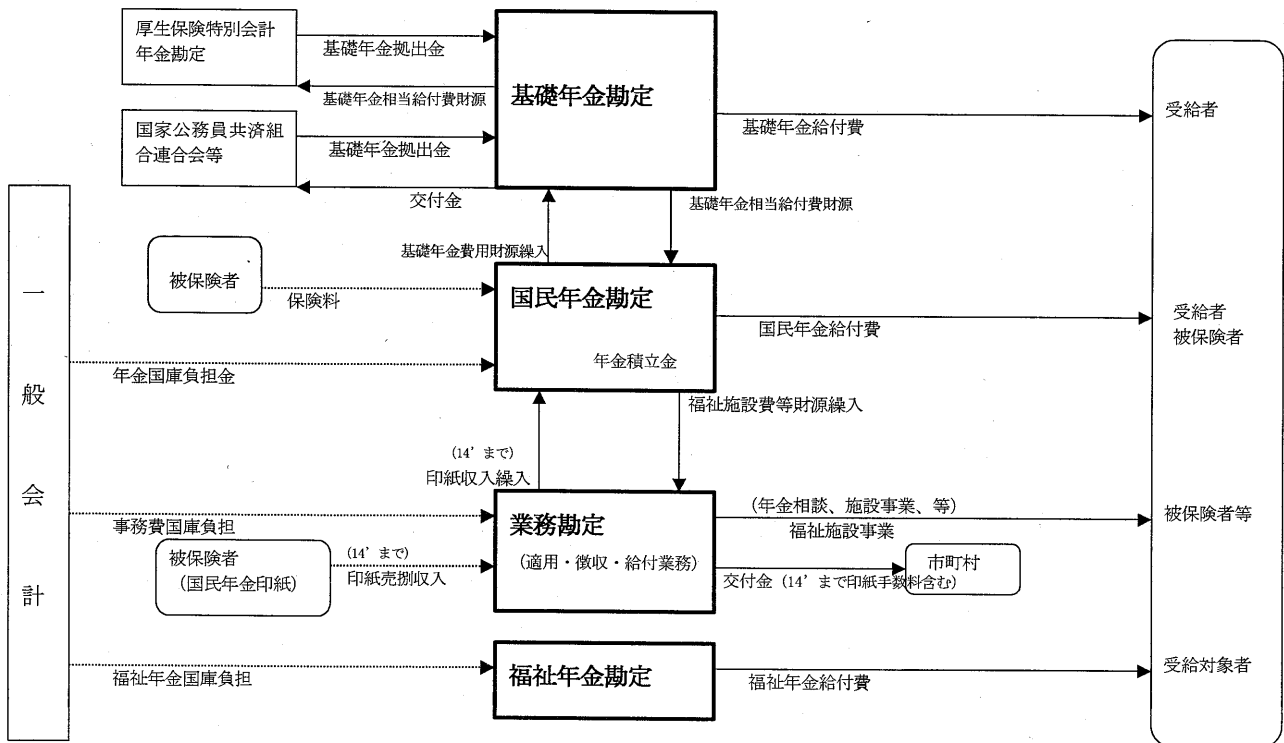
**国民年金特別会計(国民年金勘定)**

**平成14年度省庁別財務書類**

## ◎ 国民年金勘定

この勘定は、拠出制国民年金事業の収支（業務勘定に係るものを除く。）を  
経理するもので、保険料、運用収入及び国庫負担金を主な財源として年金給付  
等を行っている。

### ○国民年金特別会計の仕組み



貸借対照表

国民年金特別会計国民年金勘定

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	平成14年3月31日	平成15年3月31日		平成14年3月31日	平成15年3月31日
<b>&lt;資産の部&gt;</b>			<b>&lt;負債の部&gt;</b>		
現金・預金	8,034,394	7,314,618	未払金	964,365	945,474
運用寄託金	1,904,797	2,585,915	公的年金預り金	12,400,000	12,500,000
未収金	1,936	1,615			
他会計繰入未収金	482,873	454,037			
未収保険料	1,876,424	2,127,396			
貸倒引当金	△ 1,314,465	△ 1,489,985			
有形固定資産	123,884	120,798			
国有財産(公共用財産を除く)	121,747	118,830			
土地	52,217	52,233			
立木竹	195	202			
建物	46,560	44,611			
工作物	22,774	21,782			
船舶	0	0			
物品	2,136	1,968			
出資金	46,292	46,356			
			<b>負債合計</b>	<b>13,364,365</b>	<b>13,445,474</b>
			<b>&lt;資産・負債差額の部&gt;</b>		
			資産・負債差額	△ 2,208,227	△ 2,284,721
<b>資産合計</b>	<b>11,156,138</b>	<b>11,160,753</b>	<b>負債及び資産・負債差額合計</b>	<b>11,156,138</b>	<b>11,160,753</b>

## 業務費用計算書

国民年金特別会計国民年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度
	自 平成14年4月1日
	至 平成15年3月31日
国民年金給付費	2,363,007
公的年金預り金増加額	100,000
基礎年金勘定への繰入	3,369,340
業務勘定への繰入	89,962
その他の経費	26,809
減価償却費	5,017
貸倒引当金繰入額	995,283
資産処分損益	1,079
本年度業務費用合計	6,950,500

資産・負債差額増減計算書

国民年金特別会計国民年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	△ 2,208,227
II 本年度業務費用合計	△ 6,950,500
III 財源	6,874,006
1 自己収入	3,129,975
保険料収入	2,936,772
運用益	189,718
その他の財源	3,484
2 他会計(勘定)からの受入	3,744,031
一般会計からの受入	1,457,074
基礎年金勘定からの受入	2,277,134
業務勘定からの受入	9,822
IV 無償所管換等	—
V 資産評価差額	—
VI その他資産・負債差額の増減	—
VII 本年度末資産・負債差額	△ 2,284,721

## 区分別収支計算書

国民年金特別会計国民年金勘定

(単位:百万円)

	本会計年度 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
I 業務収支	
1 財源	
国民年金対価見合収入	1,843,704
運用収入	189,718
その他の収入	3,216
一般会計からの受入	1,456,538
基礎年金勘定からの受入	2,277,134
業務勘定からの受入	52,088
財源合計	5,822,400
2 業務支出	
(1)業務支出(施設整備支出を除く)	
国民年金給付費	△ 2,381,898
基礎年金勘定への繰入	△ 3,369,340
業務勘定への繰入	△ 93,685
その他の支出	△ 25,956
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 5,870,881
業務支出合計	△ 5,870,881
業務収支	△ 48,480
本年度収支	△ 48,480
資金からの受入	48,480
資金への繰入	—
翌年度歳入繰入	—
収支に関する換算差額	—
資金本年度末残高	9,910,835
その他歳計外現金・預金本年度末残高	△ 2,596,216
本年度末現金・預金残高	7,314,618

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### 1. 有形固定資産の減価償却の方法

建物、工作物、船舶  
定率法により減価償却を行っている。

物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価格を取得原価の10%とした定率法により減価償却を行っている。

#### 2. 出資金の評価基準及び評価方法

- ・市場価格のないもの

個別法による原価法。

但し、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行っている。

#### 3. 引当金の計上基準及び計算方法

- ・貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

#### 4. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

## 5. 財政法第 44 条の資金の名称、根拠法令及び内容

資金名 : 積立金

根拠法令 : 国民年金特別会計法第 12 条

内容 : 決算上の剰余金を積み立てるために設置。

## 6. 各財務書類における表示科目の説明

### <貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と資金運用部に預託した預託金との合計額を計上している。
- ・ 「運用寄託金」には、年金資金運用基金への寄託金の合計額を計上している。
- ・ 「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・ 「他会計繰入未収金」には、積立金に対し一般会計からの受入金として収納すべき未収額を計上している。
- ・ 「未収保険料」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」には、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・ 「土地」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
- ・ 「立木竹」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
- ・ 「建物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている建物の台帳価格を計上している。
- ・ 「工作物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている工作物の台帳価格を計上している。
- ・ 「船舶」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている船舶の台帳価格を計上している。
- ・ 「物品」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている重要な機械器具の台帳価格を計上している。
- ・ 「出資金」には、社会保険診療報酬支払基金、及び年金資金運用基金に対する出資額を計上している。
- ・ 「未払金」には、当該年度末における国民年金に係る 2・3 月分の未払金、及び年金給付費に係る未払額を計上している。
- ・ 「公的年金預り金」には、国民年金の財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する額を計上している。



<業務費用計算書>

- ・ 「国民年金給付費」には、国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・ 「公的年金預り金増加額」には、公的年金預り金の当期増加額を計上している。
- ・ 「基礎年金勘定への繰入」には、国民年金特別会計法第4条の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、基礎年金勘定に繰り入れた額を計上している。
- ・ 「業務勘定への繰入」には、国民年金の福祉施設及び業務取扱の費用等を業務勘定で経理するため業務勘定へ繰り入れる額を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、建物、工作物等の償却資産に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当該年度の負担額を計上している。
- ・ 「資産処分損益」には、たな卸資産、固定資産に係る処分損益を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、保険料収入等とその他の財源を計上している。
- ・ 「保険料収入」には、国民年金保険に係る保険料収入額を計上している。
- ・ 「運用益」には、利子収入等を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、支払調整金受入、雑収入及び雑益に係る収入額を計上している。
- ・ 「他会計（勘定）からの受入」には、一般会計等からの受入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、国民年金法第85条、国民年金法等の一部を改正する法律附則34条の規定により、国庫から受け入れた国庫負担金に係る収入額を計上している。
- ・ 「基礎年金勘定からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第35条の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源を基礎年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・ 「業務勘定からの受入」には、業務勘定における前年度の決算剰余金のうち国民年金勘定の積立金に組み入れられた額を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等を加減した額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・ 「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・ 「国民年金対価見合収入」には、国民年金事業に必要な費用に充てるため被保険者から徴収した保険料の額を計上している。
- ・ 「運用収入」には、利子収入等を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、国民年金法第 85 条、国民年金法等の一部を改正する法律附則 34 条の規定により、国庫から受け入れた国庫負担金に係る収入額を計上している。
- ・ 「基礎年金勘定からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 35 条の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源を基礎年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・ 「業務勘定からの受入」には、業務勘定における前年度の決算剰余金のうち国民年金勘定の積立金に組み入れられた額を計上している。
- ・ 「国民年金給付費」には、国民年金給付のため支出した額を計上している。
- ・ 「基礎年金勘定への繰入」には、国民年金特別会計法第 4 条の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、基礎年金勘定に繰り入れた額を計上している。
- ・ 「業務勘定への繰入」には、国民年金の福祉施設及び業務取扱の費用等を業務勘定で経理するため業務勘定へ繰り入れる額を計上している。
- ・ 「その他の支出」には、旅費、賠償償還及び払戻金等の経費を計上している。
- ・ 「資金からの受入」には、決算処理による資金からの受入額を計上している。

#### 7. 単位未満の計数の切り捨て及び 100 万円未満の計数の表示等

金額の単位は 100 万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。

100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

## 厚生保険特別会計年金勘定（厚生年金）と国民年金特別会計国民年金勘定（国民年金）における貸借対照表の見方・考え方

公的年金制度の貸借対照表では、現に保有する積立金を資産に計上し、これに対して、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上しています。この「公的年金預り金」は実際にどこからか借り入れている額ではないということに注意してください。

近年の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となり、資産負債差額が負となっています。しかし、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積立金の財政に与える影響は限定的です。また、物価や賃金が予定を下回っている結果、給付額も予定を下回っており、積立金額の給付額に対する比率は財政再計算における見込みを下回っていません。したがって、見込みの積立金を下回ったからと言って、財政上深刻な状態に陥っている訳ではありません。このように、資産負債差額が負であることが直ちに年金の支給に支障を来すものではないということに注意する必要があります（詳しくは次ページをご覧ください）。

## 1. 年金制度における貸借対照表

年金制度では積立金を保有して運営していくことが多く、貸借対照表を作成する際に負債の部に何を計上するかについてはいくつかの考え方があります。その一つは、現在保有する積立金と同額のもを負債計上する方法です。この場合の貸借対照表は常にバランスすることになりますが、年金財政が現在どのような状況にあるのかを示す指標にはなりません。次に、過去期間に対応して将来支払うこととなる給付の現在価値（給付現価）を負債計上する方法があります。これは積立方式による制度において制度終了を前提とした財政のチェックのために、企業年金などで用いられています。三つ目として、制度の継続を前提とした財政のチェックのために、年金財政上予定している積立金を負債計上する方法があげられます。これは積立方式による制度では、給付現価から将来の収入の現在価値（収入現価）を差し引いて求められる責任準備金となりますが、これは財政の将来見通しを作成したときの年度末積立金に等しいものとなります。この額は、その制度が前提とおりに運営されていたならば現在保有しているであろう積立金を意味しており、貸借対照表で実際の積立金と責任準備金を比較することにより年金制度が前提どおりに運営されているかを判断することになります。

年金制度の貸借対照表では多くの場合、第三の方法により作成されています。この場合注意しなければならないのは、年金財政が負債に計上されている額をどこからか借り入れているのではないということです。

## 2. 公的年金預り金

公的年金制度は賦課方式を基本とする世代間扶養の仕組みで運営されていますので、積立方式とは異なり、過去に保険料を納付したことにより発生する給付の現在価値（給付現価）を負債と認識してそれに相当する分の積立金を保有するという必要はありません。その代わりに、公的年金制度では定期的に行われる財政再計算で財政（積立金）の将来見通しを作成して、負担と給付のバランスを図る制度改正を行っています。

公的年金制度において貸借対照表を作成する場合には、現に保有する積立金を資産に計上することは当然ですが、これに対応する負債としては、作成基準にも述べられているように、財政再計算で作成された財政の将来見通し上の積立金を「公的年金預り金」として負債に計上することとしています。これにより、貸借対照表は、現に保有する積立金と将来見通し上の積立金とを比較することによって、現在の財政状況がどのような状態であるのかを表す一つの指標になっています。

## 3. 資産負債差額

公的年金預り金は平成11年財政再計算に基づく各年度末の積立金となっていますが、その後の経済の低迷を反映して、物価、賃金、運用利回りのすべてが平成11年財政再計算の前提を下回っていることや、被保険者数が見込み値を下回ったことなどから、実際の積立金は公的年金預り金を下回る結果となっています。しかしながら、公的年金は賦課方式を基本とした財政運営を行っていますので、積立方式で運営している制度と比較して積

立金の財政に与える影響は限定的であり、見込みの積立金を下回ったことが直接に財政上深刻な状態に陥っていることを意味するものではありません。

また、貸借対照表は発生主義に基づき作成されています。このため、保険料を毎月徴収して2ヶ月に1度給付を行う現在の制度では、3月31日現在で認識している1ヶ月分の保険料と2ヶ月分の支出がそれぞれ、資産の部、負債の部に計上されているため、この差額（約2兆円）が資産負債差額を大きくする方向に働いています。

以上のことから、資産負債差額が負となっていますが、このことが直ちに年金の支給に支障を来すものではないことに注意する必要があります。

# 注記. 平成 11 年財政再計算の概要 (国民年金)

## I. 国民年金の財政方式

### (1) 国民年金の財政方式

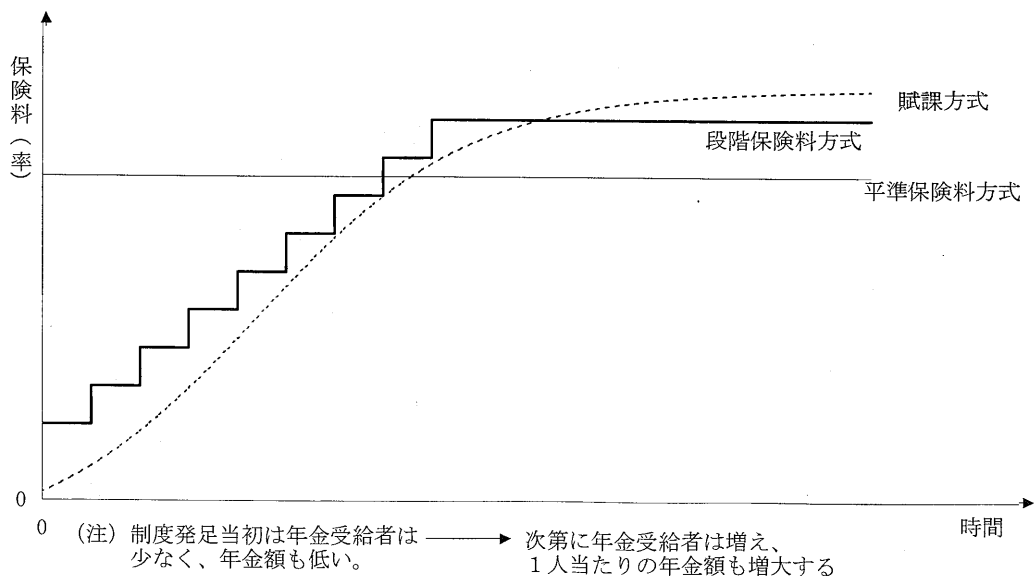
国民年金においては、現在、保険料を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。国民年金よりも歴史の古い厚生年金の場合には、昭和 17 (1942) 年の制度発足当初 (当時は労働者年金保険) には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここで、平準保険料とは、将来にわたって一定で収支均衡が図られるような保険料のことである。しかし、戦後の昭和 23 (1948) 年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮して、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和 29 (1954) 年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく、保険料率の将来見通しも作成することとなった。さらに、昭和 48 (1973) 年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み (物価スライド・賃金再評価) が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定し、その将来見通しに基づいて当面の保険料率を設定する財政方式 (段階保険料方式) がとられることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和 36 (1961) 年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、厚生年金制度、国民年金制度等からの拠出金でまかなうことと払っており、この拠出金は、賦課方式的に算定されているが、国民年金制度 (第 1 号被保険者) としては、将来の拠出金という支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

段階保険料方式は、積立方式の要素を持ちつつも、物価スライド・賃金再評価等のための費用のかなりの部分を後代負担とする、賦課方式の考え方も持った財政方式ということことができる (図表 1 参照)。

(注) なお、平成 11 年の改正により既裁定者については物価スライドのみを行うこととなった。

図表 1 年金の財政方式



## (2) 保険料引上げ計画と積立金の役割

国民年金の財政再計算においては、年金制度を将来の世代に確実に受け継いでいくため、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

すなわち、今後、少子・高齢化が進行する見通しとなっているが、それに備えて積立金を保有しておくことにより、将来的には、その積立金の運用収入を活用する分、保険料を賦課方式における保険料よりも継続的に低く出来るというメリットがある。たとえば、賦課保険料のピーク時には、保険料を6,000円程度(国庫負担1/3の場合。平成11(1999)年度価格)も低くすることができる。積立金は、将来世代の負担を軽減し、世代間の負担の公平化に寄与している。

このことは、積立金を取り崩すことにより保険料を引き下げ、その時点における保険料負担を軽減したとしても、将来的には、積立金が少なくなった分だけ運用収入が少なくなり、結局は、将来、保険料を引き上げる必要が生じるということを意味する。そうなれば、世代間の負担の不公平を増大させることとなり、ひいては年金制度への信頼を損うことになりかねない。

平成11年の改正制度では、当面、保険料を据え置くこととなっているが、据置きにより将来の世代の負担を過重なものとしないう、保険料の引上げ幅を、毎年600円(平成11(1999)年度価格)としている。

平成11年の改正制度では、国民年金では、積立度合(前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率)が、平成37(2025)年度で、2.6、平成62(2050)年度では、2.4となる見通しとなっている。この積立度合は、財政状況と無関係にある一定の目標水準を設定しているものではなく、上記のような考え方にたった保険料計画、すなわち保険料の引上げ幅や最終保険料水準により決まってくる性格のものである。

## II. 財政再計算の考え方

### (1) 財政再計算の位置づけ

国民年金においては、財政再計算を少なくとも5年ごとに実施することが義務づけられており、人口構造の変化、雇用構造、就業構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、新たに被保険者(加入者)数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担を均衡させるよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっている。なお、このプロセスの中で、制度改正も行われる。

このように財政再計算を少なくとも5年に一度行うことにより、社会経済情勢の変化に対応し、国民年金制度を長期的に安定したものとする事ができるわけである。

### (2) 平成11(1999)年財政再計算の前提

平成11(1999)年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いて計算を行っている。

#### ① 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成9(1997)年1月)における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標について前回の将来推計人口(平成4(1992)年9月)と比較したものは、図表2のとおりである。

図表 2 日本の将来推計人口－平成 9 (1997) 年 1 月推計と平成 4 (1992) 年 9 月推計の比較

	平成 9 (1997) 年 1 月推計	平成 4 (1992) 年 9 月推計
(65 歳以上人口) ÷ (20～64 歳人口) (平成 6 2 (2050) 年)	6 4 . 6 %	5 5 . 6 % (参考推計)
平均寿命	男 7 9 . 4 3 年 女 8 6 . 4 7 年 (平成 6 2 (2050) 年)	男 7 8 . 2 7 年 女 8 5 . 0 6 年 (平成 3 7 (2025) 年)
合計特殊出生率	1 . 6 1 (平成 6 2 (2025) 年)	1 . 8 0 (平成 3 7 (2025) 年)

## ②労働力率の見通し

労働省職業安定局推計 (平成 10 (1998) 年 10 月) を用いている。平成 37 (2025) 年に向けて、男子の労働力率は 60 歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は 20 歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。高齢者や女子の就労が進めば、将来の労働力人口の減少を補うこととなるが、財政再計算では、このような将来高齢者や女子の労働力率が上昇する要素も織り込んで見通しが立てられている。

## ③基礎数

直近の被保険者 (加入者)・年金受給者の統計データであり、国民年金の実績に基づき設定している。

## ④基礎率 (人口学的要素)

被保険者 (加入者) 数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、国民年金の実績に基づき設定している。

## ⑤基礎率 (経済的要素)

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

### ア. 物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1. 5 %) を踏まえ、1. 5 % と設定している。

### イ. 賃金上昇率

実質賃金上昇率 (= 賃金上昇率 - 物価上昇率) は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1. 0 %) や将来の実質 GDP 成長率の見通し (おおむね 1 % 程度) を踏まえ 1. 0 % とし、賃金上昇率を実質賃金上昇率 (1. 0 %) + 物価上昇率 (1. 5 %) より 2. 5 % と設定している。

### ウ. 運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を 1. 5 % 程度上回って



いる（注 1）ことや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を 1.5%程度上回っている（注 2）ことから（短期金利を賃金上昇率 2.5%と同程度とみる）、運用利回りを 4%程度と設定している。

（注 1）資金運用部への新規預託金利は、過去 10 年間平均で標準報酬上昇率を 1.7%超過。

（注 2）近年、短期金利の異常な低下により国内債券収益率の短期金利からの超過リターンが拡大していることから、直近 5 年間を除いて、過去 20 年間の短期金利からの超過リターンをみると、その実績平均は 1.5%程度。

#### エ. 年金改定率（新規裁定者分）

新規に裁定される年金額は、現役の可処分所得の伸びにあわせて決定されるので、将来的には、賃金上昇率と同じく、年当たり 2.5%としているが、今後当分の間、現役の負担が大きくなることから、平成 36（2024）年財政再計算期までは 2.3%としている。

なお、国民年金は、賃金（消費水準）や物価の上昇に応じて年金額が引き上げられる仕組みとなっているので、最終保険料は、運用利回りと賃金や物価の上昇率との相対関係で決まる。すなわち、金利の低下により積立金の運用利回りが低下したとしても、同程度に、賃金や物価の上昇率も低くなっていれば、年金財政（最終保険料水準）に大きな影響を与えない。

#### ⑥保険料計画の基本的考え方

国民年金の保険料について、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

### Ⅲ. 年金の財政見直し

#### （1）国民年金の将来見直し

##### ①被保険者（加入者）数、受給者数の見直し

基礎年金の支え手である基礎年金拠出金算定対象者数は平成 12（2000）年度には 62.3 百万人であるが、労働力人口の減少を反映して、年々減少し、平成 37（2025）年度には 52.6 百万人になる見直しである。また、国民年金の第 1 号被保険者数は、平成 12（2000）年度には 12.8 百万人であるが、労働力人口の被用者化が進む見込みと労働力人口そのものの減少の見込みから以降は減少し、平成 37（2025）年度には 10.1 百万人となる見直しである。

老齢基礎年金の受給者数は、平成 12（2000）年度には 20.8 百万人であるが、平成 37（2025）年度には 33.5 百万人へと急激に増加する見直しとなっている。また、老齢基礎年金の受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率は、平成 12（2000）年度には 29.8%であるが、平成 37（2025）年度には 55.7%へと急減に上昇する見直しである。

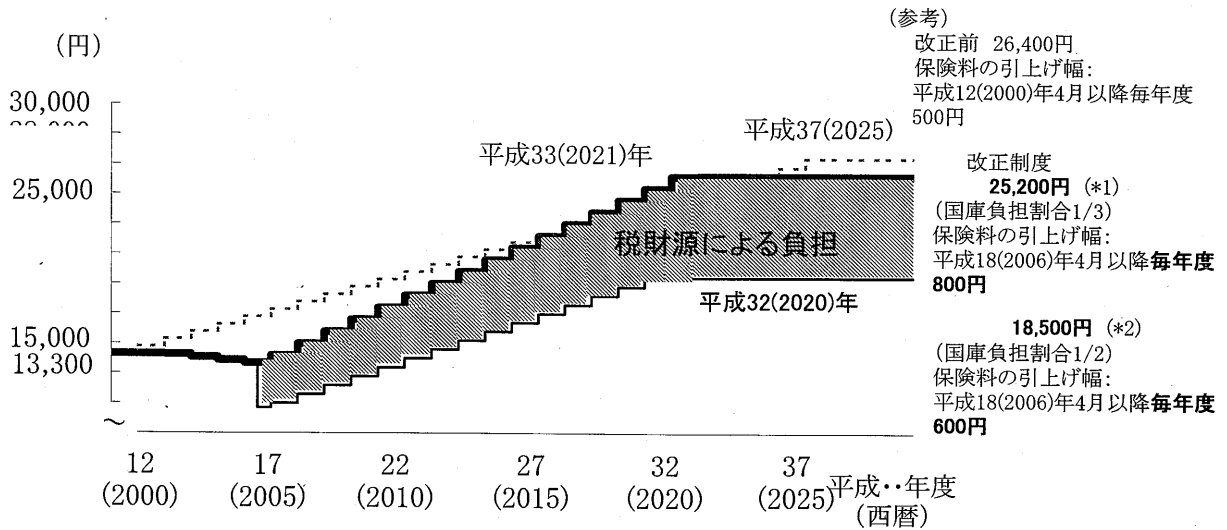
##### ②保険料の将来見直し

改正前制度のままでは、平成 12（2000）年 4 月以降、毎年の保険料の引上げ幅を 500 円（平成 11（1999）年度価格）とした場合、平成 37（2025）年 4 月以降の保険料は 26,400 円（平成 11（1999）年度価格）となる。

改正制度では、保険料率を 5 年間据え置き、平成 16（2004）年 10 月の国庫負担割合の 1/2 への引上げ時に 3,000 円（平成 11（1999）年度価格）引き下げ、平成 17（2005）年 4 月に 10,000 円（平成 11（1999）年度価格）とし、以降は毎年度 600 円（平成 11（1999）

年度価格) ずつ引き上げると平成 32 (2020) 年 4 月以降の保険料は 18,500 円 (平成 11 (1999) 年度価格) となると見込まれる。国庫負担割合の引き上げを行わない場合には、保険料は 5 年間据え置き、平成 17 (2005) 年 4 月に 13,200 円 (平成 11 (1999) 年度価格) とし、以降毎年 800 円 (平成 11 (1999) 年度価格) ずつ引き上げると、平成 32 (2020) 年 4 月以降 25,200 円 (平成 11 (1999) 年度価格) となると見込まれる (図表 3 参照)。

図表 3 国民年金の保険料月額の見通し



(\*1) 保険料 5 年間据置き  
 国庫負担割合 1/3

(\*2) 保険料 5 年間据置き  
 国庫負担割合 1/2 に引上げ 保険料 3,000 円軽減 (5 年後)  
 国庫負担割合を 1/2 に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成 16 (2004) 年度 2.7 兆円 (満年度ベース)、平成 37 (2025) 年度 3.8 兆円の税財源の確保が必要となる (平成 11 (1999) 年度価格)。

(\*3) 保険料は、すべて平成 11 (1999) 年度価格

### ③ 財政見通し

国民年金の長期的な財政見通しは、図表 4 のとおりである。改正制度では、平成 12 (2000) 年度には積立度合 (前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率) は 3.3 であるが、徐々に低下していき、平成 37 (2025) 年度には 2.6、平成 62 (2050) 年度には 2.4 (国庫負担割合 1/3 の場合には 2.5) となっている。

図表 4 国民年金の財政見通し（改正制度、国庫負担割合 1 / 2 の場合）

年度	保険料月額 (平成 11 (1999)年度 価格)	収入合計			支出合計	収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 〔11年度 価格〕	積立度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)									
1 2(2000)	13,300	3.9	2.0	0.4	3.5	0.4	12.1	12.0	3.3
1 3(2001)	13,287	3.9	2.0	0.4	3.6	0.3	12.4	12.2	3.4
1 4(2002)	13,090	3.9	2.0	0.4	3.7	0.2	12.5	12.2	3.3
1 5(2003)	12,897	3.9	1.9	0.4	3.9	0.1	12.6	12.0	3.3
1 6(2004)	12,706	4.1	1.7	0.4	4.1	0.0	12.6	11.6	3.1
1 7(2005)	10,000	4.4	1.6	0.5	4.3	0.1	12.8	11.5	2.9
2 2(2010)	13,000	5.7	2.1	0.5	5.4	0.3	13.9	11.2	2.5
2 7(2015)	16,000	7.1	2.8	0.6	6.6	0.5	15.9	11.4	2.3
3 2(2020)	18,500	8.6	3.5	0.7	7.7	0.9	19.3	12.4	2.4
3 7(2025)	18,500	9.8	3.9	0.9	8.8	1.0	23.8	13.6	2.6
4 2(2030)	18,500	11.1	4.3	1.1	10.0	1.1	28.8	14.5	2.8
5 2(2040)	18,500	13.7	4.8	1.4	13.1	0.6	36.5	14.4	2.7
5 7(2050)	18,500	15.9	5.4	1.5	15.6	0.3	39.4	12.1	2.5
6 2(2060)	18,500	18.4	6.5	1.7	17.6	0.8	43.8	10.5	2.4

(注 1) 保険料は 5 年間据置き、平成 16(2004)年度の国庫負担割合引上げ時に 3,000 円（平成 11(1999)年度価格）引き下げ、平成 17(2005)年 4 月に 10,000 円（平成 11(1999)年度価格）とする。以降は毎年度に 600 円（平成 11(1999)年度価格）ずつ引き上げるものとしている。国庫負担割合は平成 16(2004)年 10 月より 1 / 2 としている。

(注 2) 物価上昇率 1. 5 %  
運用利回り 4. 0 %  
年金改定率（新規裁定者分、年当たり）2. 5 %（ただし、平成 3 6 年財政再計算期までは 2. 3 %）

(注 3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

#### IV. 国民年金における負債計上の取扱いについて

##### (1) 国民年金における負債計上の考え方

###### ①年金の給付現価の財源（負担）区分

過 去 期 間 対 応 の 給 付 現 価	保 険 料 （ 被 保 険 者 ・ 事 業 主 ）
	積 立 金
	国 庫 負 担 （ 一 般 会 計 ）

###### ②国民年金における負債計上の考え方

国民年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国（特別会計）に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上するという考え方がある。しかしながら、社会保障制度としての国民年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式（その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式）を基本とした財政計画を立てているものであり、また、将来の保険料引上げにより賄う分まで負債として計上すると、あたかも巨額の積立不足があるかのような誤解を招く可能性があるといったことから、これを負債としては計上しないこととする。

この場合、給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち実績の積立金ではなく財政再計算の収支見通し上の当該年度末積立金見合いを公的年金預かり金の科目で負債計上することとする。

##### (2) 国民年金の預かり金について

また、財政再計算上の財政見通しは、現金ベースの見通しとなっているため、例えば2、3月分の給付が翌年度の4月に支払われることを、翌年度の支払として認識して求められていることから、貸借対照表に、未払い年金や未収保険料が計上されると二重計上される部分が生じる。このため、貸借対照表上の資産負債差額はこの二重計上による差額が反映されたものとなっている。今回の貸借対照表では、いわゆる積立金と国民年金の積立金の見通し額とを直接比較できる利点を優先し、公的年金預り金に二重計上による調整は加えなかった。

(3) 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

①平成12年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については図表5のとおりである。

図表5 国民年金の積立金の収支見通し上と実績の差の要因分析（平成12年度）

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末積立金
	保険料	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.3	1.4	3.6	0.1	3.1	0.1	3.3	0.4	9.8
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.3	0.1	3.5	0.4	12.1
差額(A-B)	0.0	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.0	▲0.2	0.0	▲0.2	0.0	▲2.3
要因		※1	※2			※3				※4

注：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.6兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除している。

要因

- ※1 年度末積立金の差から生じるもの。
- ※2 基礎年金拠出金の差から生じる国庫負担の差によるもの。
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.3兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。
- ※4 収支見通しの積立金は平準化の利子、平準化の元本の繰り延べ分（合計で2.0兆円）を含んでいるため、実際の差は▲0.3兆円。

②平成13年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については図表6のとおりである。

図表6 国民年金の積立金の収支見通し上と実績の差の要因分析（平成13年度）

(単位：兆円)

	収入				支出				収支残	年度末積立金
	保険料	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績(特別会計)(A)	2.0	0.1 [0.2]	1.4	3.5	0.1	3.3	0.1	3.5	0.0	11.7 [11.8]
収支見通し(B)	2.0	0.4	1.5	3.9	0.1	3.4	0.1	3.6	0.3	12.4
差額(A-B)	0.0	▲0.3 [▲0.2]	▲0.1	▲0.4	0.0	▲0.1	0.0	▲0.1	▲0.3	▲0.7 [▲0.6]
要因		※1	※2			※3				

注1：実績においては、収支見通しと直接比較ができるよう基礎年金交付金（2.4兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除し、積立金に国庫負担の繰延（1.9兆円（平準化の利子含む））を加えた。

注2：運用収益及び年度末積立金は、承継資産に係る損益を含めて、年金資産運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

注3：[]内の数値は、承継資産に係る損益を含まないものである。

#### 要因

- ※1 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.27%、実績1.29%[2.06%]）
- ※2 基礎年金拠出金の差から生じる国庫負担の差によるもの。
- ※3 実績における基礎年金拠出金の確定値は3.4兆円である（実績（決算）値は当年度概算分と前々年度精算分からなる）。

## 注記 平成16年財政再計算の概要（厚生年金・国民年金）

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額的水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改正が平成16年に行われた。

### I. 新しい厚生年金・国民年金の財政の仕組み

#### (1) 給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が採られ、他方、保険料（率）については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされている。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改正において、財政均衡期間（概ね100年）の最終年度における積立金水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

#### (2) 保険料水準と給付水準

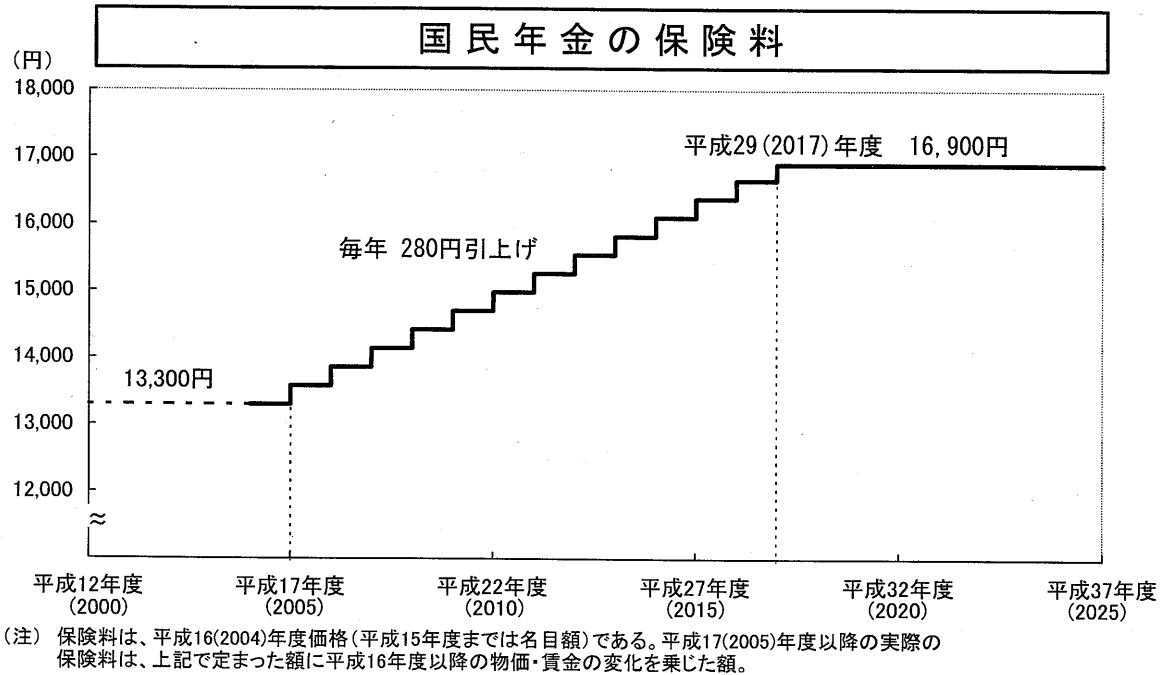
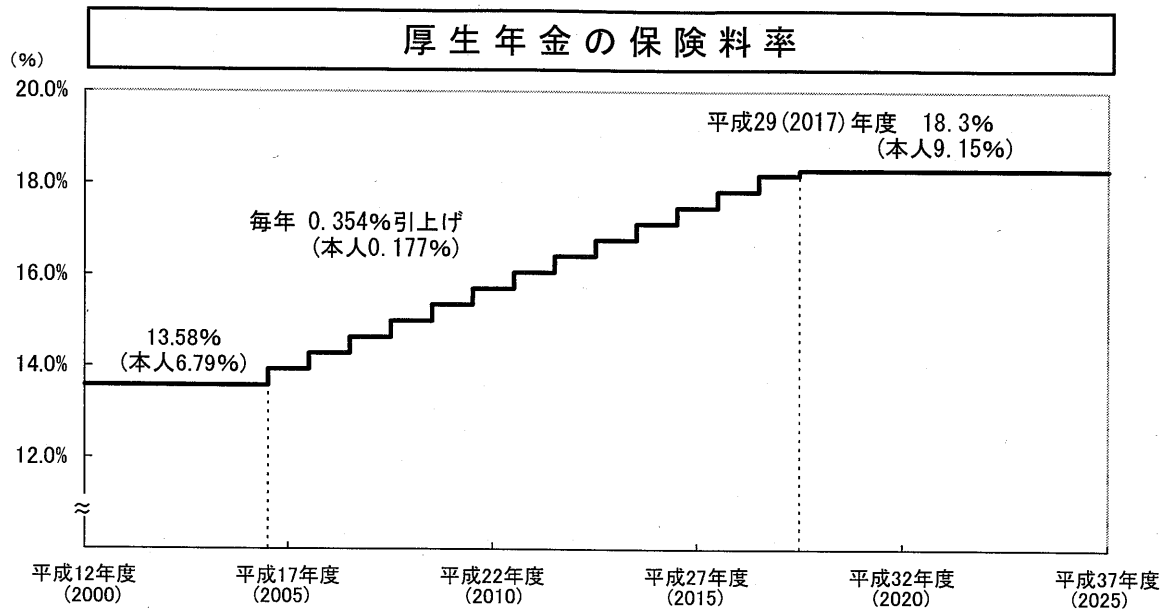
##### ① 保険料水準と給付水準

今回の年金制度改正においては、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年(2017)年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料(月額)は、平成17(2005)年4月から毎年280円(平成16年度価格)ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は16,900円(平成16年度価格)としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額(夫婦の基礎年金を含む厚生年金)が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている(平成35(2023)年度以降50.2%となる見込み)。

(注)標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.0万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年保険料率の上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

## ② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、約 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている(マクロ経済スライド)。

- 新規裁定者(68歳未満の受給権者):  $1人当たり名目手取り賃金変動率 \times \text{調整率}$
- 既裁定者(68歳以上の受給権者):  $物価変動率 \times \text{調整率}$   
\*調整率:  $公的年金被保険者数変動率 \times 0.997$   
(0.997は平均的な年金受給期間(平均余命)の変化率の逆数等を勘案した一定率)

(参考)通常(財政が均衡すると見込まれる場合)は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者(68歳未満の受給権者):  $1人当たり名目手取り賃金変動率$
- 既裁定者(68歳以上の受給権者):  $物価変動率$

(注) 保険料水準を固定する方式では、保険料(率)の再計算は必要なくなったが、5年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。そこでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

## ③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方(永久均衡方式)が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方(有限均衡方式)が採用された。有限均衡方式では、5年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に100年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の1年分程度とすることとしている。

## (3) 基礎年金国庫負担金の引上げ

今回の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で2分の1に引き上げていくこととされた。引き上げは平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。

(注) 財政再計算においては、平成20年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の3分の1に、平成16(2004)年度は272億円、平成17(2005)~20(2008)年度は1000分の11をを加えたものとしている。



## II. 年金の財政見通し

### (1) 平成 16 (2004) 年財政再計算の前提

平成 16(2004)財政再計算は、今回の法改正後の制度を前提とし、以下のような数値を用いて計算を行っている。

#### ① 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

- 「日本の将来推計人口(平成 14 年 1 月推計)」の中位推計を使用。

<中位推計の前提>

合計特殊出生率		平均寿命	
2000 年(実績)	2050 年	2000 年(実績)	2050 年
1.36	→ 1.39	男:77.64 年	→ 80.95 年
		女:84.62 年	→ 89.22 年

#### ② 労働力率の前提

- 「労働力率の見通し」(平成 14 年 7 月職業安定局推計)を使用。推計期間は 2025 年までであるため、以降は 2025 年の数値で一定としている。

	2001 年(実績)	2050 年
男性 60~64 歳	72.0%	→ 85.0%
女性 30~34 歳	58.8%	→ 65.0%

#### ③ 経済前提

##### (a) 物価上昇率

- 2008 年までは「改革と展望-2003 年度改定」に準拠。
- 2009 年度以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年(昭和 58~平成 14(1983~2002)年)平均が 1.0%であること及び「改革と展望-2003 年度改定」において平成 16~20(2004~2008)年度平均の消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定。

##### (b) 賃金上昇率、運用利回り

- 平成 16(2004)~20(2008)年度は「改革と展望-2003 年度改定」に準拠。
- 平成 21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃 金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

(注) 運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成 19 年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成 14 年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

#### ④ その他の前提

- ・ 財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、将来の状態を年次別に推計し、財政見直しを作成している。
- ・ その推計にあたっては、上記①～③の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)を用いている。

### (2) 厚生年金の財政見直し

平成 16 年財政再計算における厚生年金の財政見直しは、次表のとおりである。

厚生年金の財政見直し(平成 16 年財政再計算)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用 収入	基礎年金 拠出金	兆円	兆円				
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42(2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52(2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62(2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72(2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82(2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92(2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102(2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112(2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注 1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注 2)「16 年度価格」とは、賃金上昇率により、平成 16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注 3)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見直しである。

### (3) 国民年金の財政見直し

平成 16 年財政再計算における国民年金の財政見直しは、次表のとおりである。

国民年金の財政見直し(平成 16 年財政再計算)

年度	保険料月 額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0

年度	保険料月額 (16年度 価格)	収入合計			支出 合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用 収入						
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

### III. 今回の年金財政見通しに基づく給付現価と財源構成

#### (1) 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金(元本の取崩し及び運用収入)であり、毎年度の年金給付はこれらの収入により賄われている。以下では、今回の改正後における公的年金の給付現価と財源構成について、今後概ね100年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点(平成16年度)の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示している。

#### (2) 給付現価の換算について

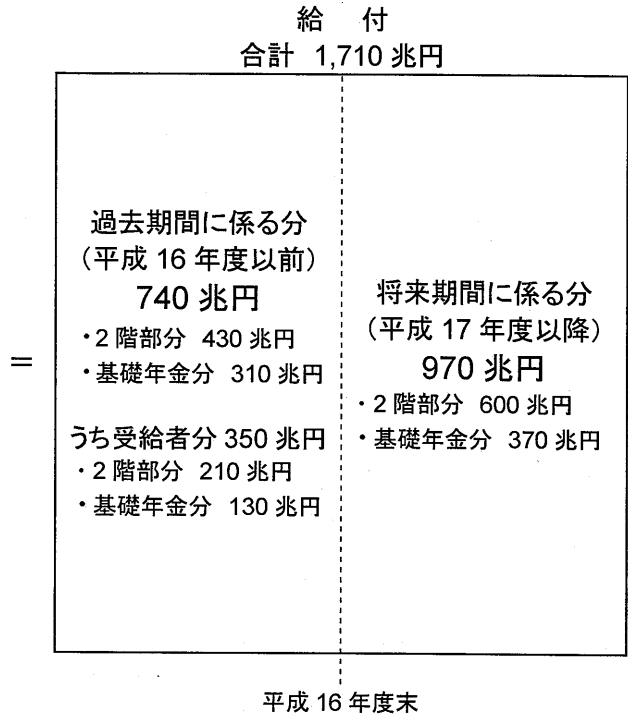
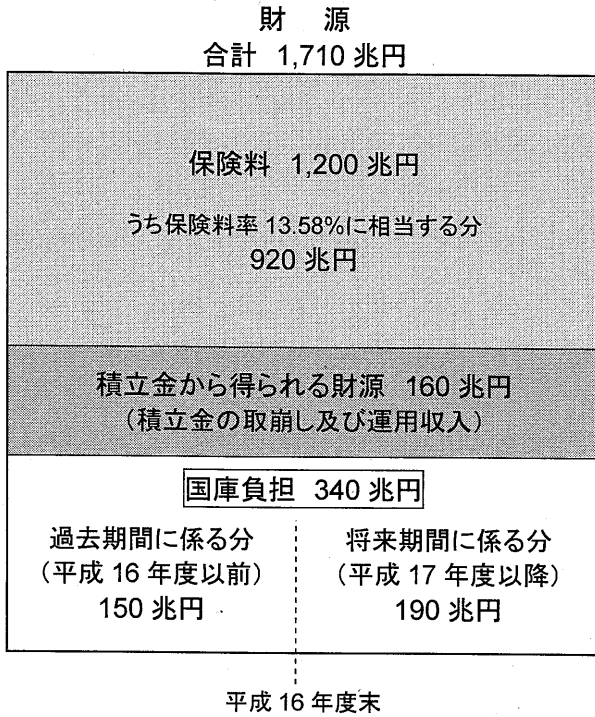
積立方式の企業年金等において責任準備金(現時点で保有すべき積立金)を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算することが必要となる。しかし、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、賃金上昇率で換算する方法も考えられる。そこで、以下ではこの2通りの方法による推計を示している。

なお、それぞれの長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通りである。

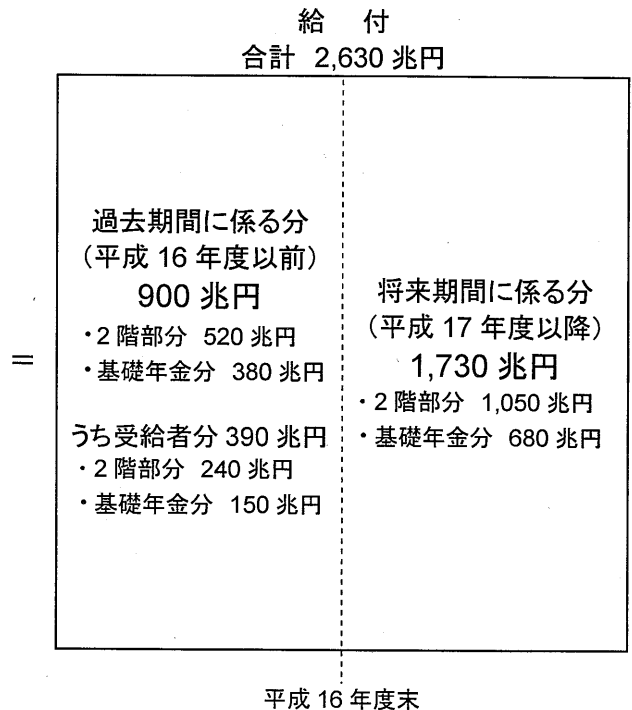
- 賃金上昇率                    2.1%
- 物価上昇率                   1.0%
- 運用利回り                   3.2%
- 可処分所得上昇率           2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(3) 厚生年金の給付現価と財源構成

① 運用利回りによる換算

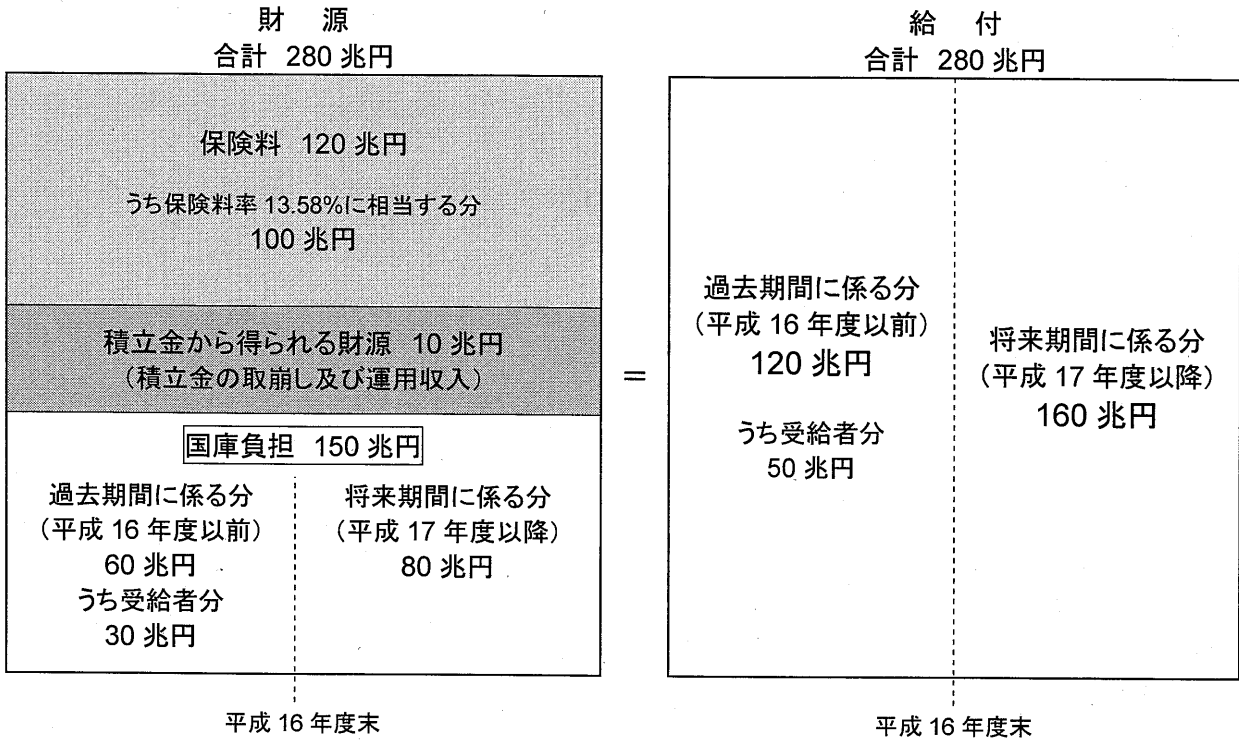


② 賃金上昇率による換算

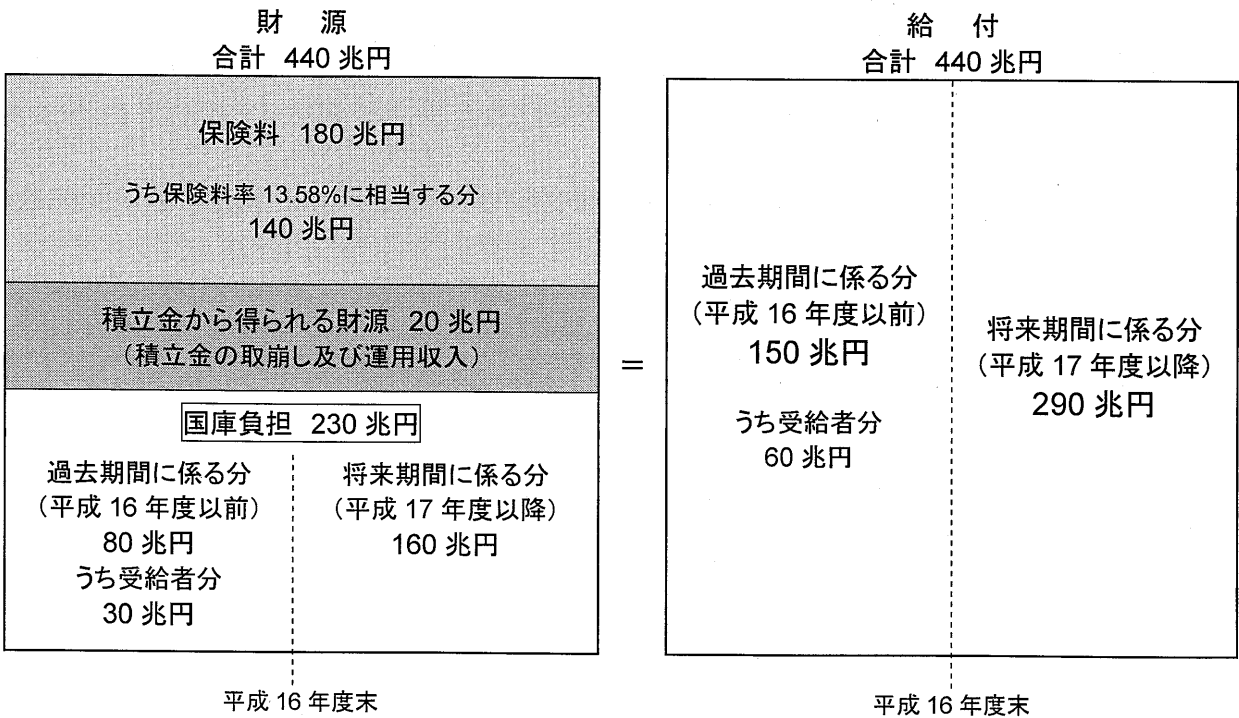


(4) 国民年金の給付現価と財源構成

① 運用利回りによる換算



② 賃金上昇率による換算



## 附属明細書

(単位：百万円)

### 1. 貸借対照表項目に関する明細

#### (1) 資産項目の明細

##### ① 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
年金返納金	受給者等	1,615
合計		1,615

##### ② 固定資産の明細

区分	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末 残高
(有形固定資産)						
国有財産（公共用 財産を除く）	121,747	2,199	596	4,520	—	118,830
土地	52,217	39	23	—	—	52,233
立木竹	195	8	0	—	—	202
建物	46,560	824	457	2,316	—	44,611
工作物	22,774	1,326	114	2,204	—	21,782
船舶	0	—	—	0	—	0
物品	2,136	532	204	496	—	1,968
合計	123,884	2,731	800	5,017	—	120,798

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

種類	前年度末 残高	評価差額 の戻入	本年度 増加額	本年度 減少額	評価差額（本 年度発生分）	強制 評価減	本年度末 残高
出資金	46,292	—	64	0	—	—	46,356
合計	46,292	—	64	0	—	—	46,356

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A -B)	資本金 (D)	特別会計 からの 出資額 (E)	出資割 合 (F= E/D)	純資産額 による 算出額 (G=C ×F)	貸借対照表 計上額	使用財務 諸表
年金資金運 用資金 (総合勘定)	158,788,381	58,787,960	421	100	1	1%	4	1	行政コス ト計算書	
年金資金運 用資金 (承継一般 勘定)	46,355	8,033,363	7,228,377	804,986	1,021,123	46,355	5%	36,543	46,355	行政コス ト計算書
合計	46,356	66,821,745	66,016,337	805,407	1,021,223	46,356	5%	36,560	46,356	—

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

内容	相手方	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	945,474
合計		945,474

## 2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

### (1) その他の財源の明細

款	項	金額
支払調整金受入	支払調整金受入	72
雑収入	雑収入	3,207
雑益	雑益	205
合計		3,484

## 3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

### (1) その他の収入の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	3,216
合計		3,216

### (2) 資金の明細

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	9,949,014	10,301	48,480	9,910,835



(3) その他歳計外現金・預金の明細

	金額
前年度末残高	△1,914,620
本年度受入	
業務勘定からの繰入	9,822
本年度払出	
業務勘定からの繰入未了	10,301
運用寄託金の増加	681,117
本年度残高	△2,596,216